令案 新旧対照条文 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政

○特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第百六十八号)(抄)(附則第二項関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令(平成六年政令第二百五十八号)(抄)(第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	○建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)(抄)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号)(抄)(第一条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8			
	7	5	1

○ 国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号)(抄)(i
第一条関係)
(傍線部分は改正部分)

める様式により、次に掲げる事項について定めなければならない。	第八条 法第六条の三第二項の規定による事業計画は、国土交通省令で定	(事業計画)	第七条(略)	(都道府県計画)	第六条 (略)	乏針	公表の方法により、前条各号に掲げる事項について行うものとする。第五条 法第六条第五項の規定による公表は、都道府県知事が通常用いる	(国土調査の指定の公表)	一~四(略)	項を記載してしなければならない。	第四条 法第五条第五項の規定による公示は、官報により、次に掲げる事	(国土調査の指定の公示)	改正案
様式により、次に掲げる事項について定めなけれ	第七条 法第六条の三第二項の規定による事業計画は、国土交通省令で定	(事業計画)	第六条(略)	(都道府県計画)	第五条 (略)	定針		(新設)	一~四(略)	示の方法により、次に掲げる事項を記載してしなければならない。大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつてはその通常用いる公	第四条 法第五条第五項及び第六条第五項の規定による公示は、国土交通	(国土調査の指定の公示)	現

(補助金の交付)	(補助金の交付)
第十一条 (略)	第十二条(略)
(国土調査の実施の勧告に係る事業)	(国土調査の実施の勧告に係る事業)
二~四(略)	二~四(略)
一 国土調査として指定された年月日又は事業計画が公示された年月日	一 国土調査として指定された年月日又は事業計画が定められた年月日
ければならない。	なければならない。
その者の通常用いる公示の方法により、次に掲げる事項を記載してしな	はその者の通常用いる公示の方法により、次に掲げる事項を記載してし
る場合においては官報により、国の機関以外の者である場合においては	ある場合においては官報により、国の機関以外の者である場合において
第十条 法第七条の規定による公示は、国土調査を行う者が国の機関であ	第十一条 法第七条の規定による公示は、国土調査を行う者が国の機関で
(国土調査の実施の公示)	(国土調査の実施の公示)
記載してしなければならない。	ついて行うものとする。
いる公示の方法により、調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を	いる公表の方法により、調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間に
第九条 法第六条の三第五項の規定による公示は、都道府県知事が通常用	第十条 法第六条の三第五項の規定による公表は、都道府県知事が通常用
(事業計画の公示)	(事業計画の公表)
第八条 (略)	第九条(略)
(事業計画の協議の申出)	(事業計画の協議の申出)
六 第十三条各号に掲げる作業に要する費用の総額	六 第十四条各号に掲げる作業に要する費用の総額
一~五 (略)	一〜五 (略)

2・3 (略) (略) 第十九条 (略) 第十八条 (成果の認証に準ずる指定)	第十八条 (略) 第十七条 (成果を認証した旨の公告) (成果を	又は当該成果の写し一部を添えなければならない。	第十六条 (略) 第十五条 (成果の認証) (成果の認証)	第十五条 (略) 第十四条 (誤差の限度) (誤差の限度)	第十四条 (略) 第十三条 (経費の負担) (経費の負担)	第十三条 (略) 第十三条
(略)	-七条 (略) (成果を認証した旨の公告)	©成果の写し一部を添えなければならない。 (略) (略) (略) (略) (略) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

밁	另(1	및(I	別	 æl	第	4
(略) (略) 派式 (第二十一条関係)	(略)(略)の一筆地測量及び地積測定の誤差の限度(第十五条関係)	(略) (略) は籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点の測量の別表第三 地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点の測量の	(略) (略)別表第二 基準点の測量の誤差の限度 (第十五条関係)	第二十一条(身分を示す証明書)	第二十条(略)(成果の認証に準ずる指定をした旨の公告)	国土交通大臣の承認を得る場合について準用する。 第十七条の規定は、法第十九条第六項の規定により事業所管大臣が
(略) (略) (略) (第二十条関係)	(略)(略) 一筆地測量及び地積測定の誤差の限度(第十四条関係)	(略)	(略) (略) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第二十条(略)	第十九条 (略) (成果の認証に準ずる指定をした旨の公告)	国土交通大臣の承認を得る場合について準用する。

4			_	_
(略)	を受けたもの	業所を有するものに係る許可申請書等の写しで国土交通大臣から送付	国土交通大臣の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内に営	(略)
4		NII A	二	_
(略)	大臣から送付を受けたもの	業所を有するものに係る法第十三条に規定する書類の写しで国土交通	国土交通大臣の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内に営	(略)

 \bigcirc 権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令(平成六年政令第二百五十八号)(抄)(第三条関係)

	等
	の促進計画に係る
	に係る土地について
	の不動産登記
	に関する政令(平地
	(平成六年政令第二
	百五十八号)
	抄
	(第三条関係)
(傍線部分は改正部分)	

				ПП	
(略)	密集市街地における 一十六条 一十六条	条の四 帰に関する法律第十 の整	(略)	別表 (第二条、第三条関係)	
(略)	防災街区整備権利移	促進計画	(略)) ()	改正案
(略)	関する法律第三十七条災街区の整備の促進に	五に関する法律第十条の幹線道路の沿道の整備	(略)		
	1 .			別	
(略)	半六条第一項 進に関する法律第三 防災街区の整備の促	条の四第一項幹線道路の沿道の整幹	(略)	別表 (第二条、第三条関係)	
(略)	転等促進計画	促進計画	(略)	関係)	現行
(略)	関する法律第三十七条窓集市街地における防	五に関する法律第十条の幹線道路の沿道の整備	(略)		

七~十(略)	六 国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号)第十二条第四号	一~五 (略)	条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。	3 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第六	2 (略)	第二条 (略)	規定)	(河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の	改正案
七~十(略)	六 国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号)第十一条第四号	一~五 (略)	条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。	3 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第六	2 (略)	第二条 (略)	規定)	(河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の	現行

 \bigcirc

特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第百六十八号)(抄)

(附則第二項関係)

(傍線部分は改正部分)